**様式１**

| 受付番号 | |
|---|---|

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　様

**「令和２年度温暖化『適応』推進事業」　企画提案公募**

# 応　募　申　込　書

| 応募者 | |
|---|---|
| 企業名等 | |
| 代表者役職・氏名 | ㊞ |
| 所在地 | 〒 |
| **連絡窓口** | |
| 氏名（ふりがな） | |
| 所属（部署名） | |
| 役職 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号<br>（代表・直通） | |
| ＦＡＸ番号 | |
| メールアドレス | |

様式２

令和２年度温暖化『適応』推進事業」　企画提案公募

# 企　画　提　案　書

| | |
|---|---|
| 記入日 | 令和　　年　　月　　日 |
| **１　企画提案名** | |
| **２　応募事業者名** | |
| 企業名等 | |
| **３　見積額** | |
| 金　　円（消費税及び地方消費税含む） | |
| **４　企画提案書のアピールポイント**<br>※府域における「適応」の取組みの浸透における課題、提案における着眼点とねらい、事業終了後の「適応」の取組みの定着にどうつなげることができるか等を含め、企画内容のアピールポイントを記載してください。 | |

**５ 企画提案の内容**　「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。

※事業全体及び各業務のスケジュールを表形式で示したものを作成し、添付すること。

※環境ＮＰＯ・地球温暖化防止活動推進員との連携・協働の内容を明示すること。

（１）「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）の開催

（２）環境ＮＰＯ等と協働した地域での「適応」に関する啓発活動

（３）「適応」啓発取組事例集の作成

（４）おおさか気候変動「適応」ハンドブックの改訂

**６ 業務運営体制**

※本業務実施に関し連携できる外部ネットワーク、助言を受けることができる関係者や専門家がいれば、併せて記載してください。

**７ 個人情報保護の考え方**

**様式３**

**「令和２年度温暖化『適応』推進事業」　企画提案公募**

# 応　募　金　額　提　案　書

| | |
|---|---|
| 事業者名 | |

| | |
|---|---|
| 提案金額合計 | 円<br>（消費税及び地方消費税含む） |

□内　訳

| | |
|---|---|
| ①人件費 | 円 |
| ②「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）の開催（講師謝礼、会場使用料、資料作成費等の内訳を添付してください。） | 円 |
| ③環境ＮＰＯ等と協働した地域での「適応」に関する啓発活動（講師謝礼、啓発資材費等の内訳を添付してください。） | 円 |
| ④「適応」啓発取組事例集の作成<br>（企画料・印刷代等内訳も添付してください。） | 円 |
| ⑤おおさか気候変動「適応」ハンドブックの改訂<br>（企画料・印刷代等内訳も添付してください。） | 円 |
| 合　　計 | 円 |

○ 消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。
○ 積算内訳を別途添付して下さい。

様式４

「令和２年度温暖化『適応』推進事業」　　企画提案公募

# 事　業　実　績　申　告　書

| 業務名 | 発注者 | 実施年月 | 業務の概要 | その他成果 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

上記については、事実と相違ありません。

事 業 者 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

**様式５**

# 共同企業体届出書

| 代表構成員 |
|---|
| 大阪府知事　様<br>　「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。<br>　なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。<br><br>所在地<br><br>商号又は名称<br><br>代表者職氏名　　印 |
| 構成員１ |
| 大阪府知事　様<br>　「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。<br><br>所在地<br><br>商号又は名称<br><br>代表者職氏名　　印 |
| 構成員２ |
| 大阪府知事　様<br>　「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。<br><br>所在地<br><br>商号又は名称<br><br>代表者職氏名　　印 |

**様式６**

# 「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る業務委託
# 共同企業体協定書

（目　的）

第１条　当共同企業体は、大阪府が発注する「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

（名　称）

第２条　当共同企業体は、……共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を……に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

３　当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第１項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

（構成員の名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

１　名称……

２　名称……

３　名称……

４　名称……

５　名称……

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、……を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

(1)　発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

(2)　代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3)　入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4)　当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

（業務分担額）

第８条　各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

２　前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（構成員の経費の分配）

第 11 条　構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

（共通費用の分担）

第 12 条　本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

（構成員相互間の責任分担）

第 13 条　構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 14 条　構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（受託途中における構成員の脱退に対する措置）

第 15 条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

（受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 16 条　構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第 17 条　当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書の定めのない事項）

第 18 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

……ほか……社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書……通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地……

名　称……

代表者……㊞

所在地……

名　称……

代表者……㊞

所在地……

名　称……

代表者……㊞

**様式７**（構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任）

# 委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

大阪府知事様

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

私儀 ＿＿＿＿（職　氏名）＿＿＿＿＿＿ を代理人と定め、
「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1．共同企業体結成に関する一切の件
2．共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3．委任期間　自：令和　　年　　月　　日　　至：令和　　年　　月　　日

（注）委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

**様式８－１**（代表構成員が代表取締役の場合）

# 使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

○○××共同企業体
代表構成員
所　在　地
商号又は名称　○○　株式会社
代 表 者 氏 名　代表取締役　△△　△△　（実印）

私は、下記の印鑑を「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑

１．入札参加資格確認申請について。
２．見積、入札、契約の締結に関すること。
３．保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
４．請負代金の請求及び受領について。
５．復代理人の選任に関する件。

（注意事項）
本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

**様式８－２**（代表構成員が受任者の場合）

# 使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

○○××共同企業体
代表構成員
所　在　地
商号又は名称　　○○株式会社　△△支店
役 職 氏 名　　△△支店長　□□　□□　　（印）

私は、下記の印鑑を「令和２年度温暖化『適応』推進事業」に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑

１．入札参加資格確認申請について。
２．見積、入札、契約の締結に関すること。
３．保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
４．請負代金の請求及び受領について。
５．復代理人の選任に関する件。

（注意事項）
本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

**様式９**

# 誓　　約　　書

「令和２年度温暖化『適応』推進事業委託業務に係る企画提案公募要領」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事　　様

令和　　年　　月　　日

受託者　所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

（共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。）

**様式 10**

# 障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者 45.5 人未満の事業主用）

令和元年６月１日現在

| | | |
|---|---|---|
| A 事業主 | 住　所（法人にあっては主たる事業所の所在地） | 〒　　（電話番号） |
| | （フリガナ）<br>法人名称 | |
| | （フリガナ）<br>氏名又は代表者氏名 | （記名押印又は署名） |
| | 事業の種類 | （　　） |

| | 区　　分 | 人　数　等 |
|---|---|---|
| B 雇用の状況 | ①　除外率 | % |
| | ②　常用雇用労働者の数 | |
| | イ　常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | ロ　短時間労働者の数 | 人 |
| | ハ　常用雇用労働者の数（イ＋ロ×０．５） | 人 |
| | ニ　法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数 | 人 |
| | ③ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数 | |
| | ホ　重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | ヘ　重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | ト　重度身体障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
| | チ　重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
| | リ　身体障がい者の数　（ホ×２＋ヘ＋ト＋チ×０．５） | 人 |
| | ヌ　重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | ル　重度知的障がい者以外の知的障がい者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | ヲ　重度知的障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
| | ワ　重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
| | カ　知的障がい者の数　（ヌ×２＋ル＋ヲ＋ワ×０．５） | 人 |
| | ヨ　精神障がい者の数（短時間労働者を除く） | 人 |
| | タ　精神障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
| | レ　タのうち、裏面４に該当する者の数 | 人 |
| | ソ　精神障がい者の数［ヨ＋（タ－レ）×０．５＋レ］ | 人 |
| | ④　計　（③のリ ＋ ③のカ ＋③のソ） | 人 |
| | ⑤　実雇用率（④ ÷ ②のニ × １００） | % |

| | |
|---|---|
| 備　考 | （支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合）<br>本社の住所及び名称： |

［記入方法］

1　事業主の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。

2　①欄には、各事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、その除外率を記入してください。

3　②のニ欄には、②のハ欄の数に①欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を②のハ欄の数から控除した数を記入してください。

4　③レ欄には、精神障がい者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記入してください。

1）平成28年6月2日以降に雇い入れられた者であること

2）平成28年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5　②ハ及びニ欄、③リ、カ及びソ欄並びに④欄には、小数点以下第1位まで記入してください。

6　⑤欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

※ この報告書は、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に記入してください。

（様式コピー可）

＊ ①の除外率を事業所（本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等）毎に適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②のニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主（企業全体）の雇用率とします。

**（記入に当たっての注意事項）**

○ 対象となる障がい者について

対象となる障がい者は、以下のいずれかに該当する労働者です。

（1）身体障がい者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がいが2以上重複する方です。

重度身体障がい者とは、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有するとされる方です。

（2） 知的障がい者

児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以下「判定機関等」といいます。）または障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条の障害者職業総合センターにより知的障害者と判定された方が対象です。

重度知的障がい者とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方です。

具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。

・療育手帳で程度が「A」とされている方

・療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもらっている

方（上記の判定機関等による判定書が対象です。）

・障害者職業総合センターにより「重度知的障害者」と判定された方（障害者介助等助成金、特定求職者

雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

（3） 精神障がい者

精神保健福祉手帳の交付を受けている方が対象です。

○ 雇用障がい者数のカウントの方法について

（1） 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者

１人につき身体障がい者または知的障がい者２人を雇用しているものとみなされます。

（2） 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者

身体障がい者または知的障がい者１人を雇用しているものとみなされます。

（3） 身体障がい者、知的障がい者である短時間労働者

それぞれ０．５人を雇用しているものとみなされます。

（4） 精神障がい者である短時間労働者

０．５人または１人（※）を雇用しているものとみなされます。

※精神障がい者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は、０．５ではなく1とカウントします。

1）平成28年6月2日以降に雇い入れられた者であること。

2）平成28年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

ただし、上記要件を満たす場合であっても、次の点に留意が必要です。

留意点① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主（※）に再雇用された場合は、特例の対象とはなりません（原則どおり、実人員１人を「0.5 人」と算定します）。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなされます。

留意点② 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後、発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは、雇用契約の如何を問わず、1週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。なお、1週間の所定労働時間が 20 時間未満の方については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

（1） 雇用期間の定めのない労働者

（2） 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者

（3） 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り、該当する。）

（4） 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上（2）と同様の状態にあると認められる者

以下の労働者については、取扱いにご留意ください。

□ 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

□ 「休業中」の労働者（育児休業等含む。）は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。

□ 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。

□ 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

□ いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。

□ 65 歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

**様式 11**

（元請用）

事　業　名：

# 誓　約　書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一　私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二　私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

四　私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

五　私が大阪府暴力団排除条例第１０条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額５００万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。

六　私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府知事　様

令和　　年　　月　　日

・所在地

・事業者名

・代表者　　印

・代表者の生年月日